

～道路交通法の一部改正～

自分のための

平成29年3月施行予定

みんなのための

75歳以上対象

新しいルールです

75歳以上の高齢運転者の方へ

3年ごとの免許更新時の場合

認知機能検査

第1分類

認知症
のおそれ

違反をしな
くても医師
の診断書を
提出!

第2分類

認知機能
低下のおそれ

違反したら臨時認知
機能検査を受検。
第1分類に降格したら
医師の診断書を提出。

第3分類

問題なし

一定の違反で臨時検査の場合

75歳以上の運転者

臨時認知機能検査

第1分類

認知症
のおそれ

認知症
↓
免許
取り消し
など

第2分類

認知機能
低下のおそれ

認知症
でない
↓
臨時高齢者講習
(前回より結果悪化で)

第3分類

問題なし

医師の診断



Q 1

認知機能検査(講習予備検査)の受検など

満75歳以上の高齢運転者が免許の更新を受けようとするときは、高齢者講習のほか、認知機能検査(講習予備検査)を受けていなければなりません。

検査結果から「第1分類・第2分類・第3分類」に分類されます。第1分類は認知症のおそれがある方、第2分類は認知機能低下のおそれがある方、第3分類は問題なしの方です。

検査結果に基づいて講習が行われます。



Q2

認知機能検査では、どんな検査をするのですか？



記憶力・判断力の検査です。
おおむね次の内容で行われます。

- ①年月日・曜日・時刻を答える
- ②見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える
- ③指示された時刻の時計の絵を描く



Q3

臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか！？



臨時認知機能検査の対象となる違反は、逆走などの「通行区分違反」、「信号無視」など認知機能が低下すると犯しやすいとされる18項目の違反が対象予定です。



Q4

臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受講しないとどうなりますか？

免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。

認知機能の現状をタイムリーに把握して、交通事故を防止するため

現行制度では3年ごとの免許更新時の検査で、認知機能低下のおそれがある「第2分類」、問題がない「第3分類」と判定されれば、違反をしても次の更新まで認知機能検査を受ける必要がありませんが、施行後は全ての75歳以上の運転者が一定の違反をすれば、臨時認知機能検査を受検しなければなりません。

自分のための



みんなのための

新しいルールです

それは詐欺です！

還付金詐欺の電話にご注意を！



医療費や保険金が戻ってきます
至急、ATMで手続きして下さい



電話で市役所職員や銀行員をかたってATMに呼び出し、被害者の携帯電話を通して指示をして、通帳の預金を犯人の口座に振り込ませようとしています。

県内で、還付金詐欺の電話が増加中！被害も出ています！

施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp